

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会形成整備法）により、行政機関及び独立行政法人の関係法律における「個人情報」の定義が改正されたことに伴い、同年10月閣議決定予定の個人情報保護法施行令等の一部改正政令*により、公文書管理法施行令の「個人情報」の定義も改正する必要がある。

※個人情報保護委員会事務局で立案中の「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令」

概要

経緯

- デジタル社会形成整備法により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本に統合され、個人情報の定義が統一された。
- 具体的には、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とされていたが、「他の情報と容易に照合ことができ、それにより特定の個人が識別できる」場合には個人情報に該当することとされた。

※公文書管理法第15条第3項（特定歴史公文書等の個人情報の漏えい防止措置）の「個人情報」の定義も同様に改正済み。

改正内容

- 公文書管理法施行令第4条第5号において、歴史資料等保有施設（公文書管理法第2条第4項第3号）における歴史的資料の特別の管理の一つとして「当該資料に個人情報^{が記録されている場合}にあっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること」を規定している。
- この「個人情報」の定義についても、今般制定する個人情報保護法施行令等の一部改正政令により、「他の情報と照合」を「他の情報と容易に照合」に改めることとする。

<公文書管理法施行令の条文>

第四条 法第二条第四項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。
五 当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合^{にあっては}、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

※「他の情報と容易に照合」できるとは、それ自体では特定の個人を識別することができない情報について、特別の調査を行ったり、特別のソフトを組み込むといった特別の費用や手間をかけることなく、事業者において通常の業務における一般的な方法で、特定の個人を識別する他の情報と照合可能な状態。

スケジュール（予定）

令和3年10月15日閣議決定予定、令和4年4月1日施行（個人情報保護法の関連規定の改正と同じ）